

後期高齢者医療保険料（徴収猶予・減免）に係る収入申告書

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 宛

下記内容を十分に確認した上で、次のとおり、 年中の収入を申告します。 ※記入時は、裏面の注意事項をよくお読み下さい。

(ご確認ください)

・申告内容に変更等があれば、速やかに届け出が必要です。

・申告内容の実績が確定した際に、減免の再判定審査が行われ、申告内容と実績の乖離が大きい場合は減免内容の変更または取り消しをされる場合があります。

・再判定審査等に際して、財産調査の対象となる場合があります。

被保険者	氏名		電話 番号	() 自宅・携帯・その他 []									
	生年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日	被保険者番号										

所得が著しく減少した者（1または2のいずれかを選択）

1. 被保険者 2. 連帯納付義務者（氏名： ）

○事業収入（営業等・農業） [有・無]

※前3ヶ月以前の収入については特記事項に記載いただいたうえ、別途資料を添付してください。

仕事の内容	事業所名称	区分	前3ヶ月の収入			当月分 (見込額)	事業所得 年間見込額
			月	月	月		
		収入額	円	円	円	円	① 円
		経費等	円	円	円	円	

特記事項

○給与収入 [有 ・ 無]

※前3ヶ月以前の収入については特記事項に記載いただいたうえ、別途資料を添付してください。

仕事の内容	勤務先名称	区分	前3ヶ月の収入			当月分 (見込額)	給与収入 年間見込額
			月	月	月		
		収入額	円	円	円	円	円
		収入額	円	円	円	円	

特記事項

給与所得年間見込額 ② 円

所得金額調整控除後 ②' 円

○公的年金等の収入 [有 ・ 無]

※非課税の年金・恩給については記入不要

年金の種類	支払者の名称	収入金額（年額）	公的年金等の雑所得額
		円	③ 円
		円	

○その他の収入（公的年金以外の雑・不動産・譲渡・配当・利子・一時等の収入） [有 ・ 無]

所得の種類	年間収入見込額	必要経費／控除額（年間）	各所得の年間見込額
	円	円	④ 円
	円	円	⑤ 円

特記事項（分離課税の対象とならない退職所得がある場合はこの欄に記入して下さい。）

広域連合・市区町村記入欄

賦課の基となる所得額	円	所得減少率	%
申請年の旧ただし書き所得見込額	円	減免率	%

広域連合使用欄

(①～⑤の合計額－基礎控除額) ※給与については②または②'

市区町村使用欄

資格管理課長	保険料課長補佐	保険料係長	担当者

確認者	担当者

【記入上の注意事項】

1. 被保険者の住所、氏名、電話番号、被保険者番号等を記入してください。
2. 所得が著しく減少した者は、「1. 被保険者」、「2. 連帯納付義務者」のいずれかに○をしてください。「2」を選択した場合は、氏名を記入してください。
3. 所得が著しく減少した者の、申請日の属する年の「事業収入」、「給与収入」、「公的年金等収入」、「その他の収入」について、「有」か「無」に○をし、「有」の場合はその金額（見込額）を次により記入してください。また、記入した全ての収入について、内容が分かる資料を添付してください。
 - (1) 「事業収入」の場合
申請月とその前3ヶ月間の期間における、営業及び農業による収入、必要経費を記入してください。
※前3ヶ月以前の収入については、特記事項に記入してください。
添付書類…申請年分の事業収入が推計できる書類（見込作成した青色申告決算書、収支内訳書、帳簿、必要経費領収書等）
 - (2) 「給与収入」の場合
申請月とその前3ヶ月間の期間における、給与収入を記入してください。給与所得年間見込額には、所得金額調整控除後の金額を記入してください。※前3ヶ月以前の収入については、特記事項に記入してください。
添付書類…申請年分の給与所得の源泉徴収票、給与明細書、給与支払証明書 等
 - (3) 「公的年金等収入」の場合
公的年金等の収入額（年額）を記入してください。非課税の障害年金、遺族年金、恩給などは記入不要です。
添付書類…年金額改定通知書、年金振込通知書、公的年金等の源泉徴収票 等
 - (4) 「その他の収入」の場合
申請年分の各所得の収入金額、必要経費／控除額を記入してください。分離課税の対象とならない退職所得がある場合は特記事項に記入してください。（公的年金等控除額及び基礎控除額の算定にのみ使用します。）
添付書類…見込みで作成した収支内訳書（不動産収入）、配当金支払通知書（配当収入）、退職金支払明細書（退職所得額を記入する場合） 等
4. 収入が著しく減少したことにより減免を申請する場合は、減少した所得のみならず、全ての所得についてその内容を示す資料、証明書を添付してください。減少の根拠となる資料、証明書については下記のとおりです。
 - 会社を退職した → 退職日の記載がある源泉徴収票、退職証明書、離職票 等
 - 廃業した → 廃業届出書
 - 土地や家屋を売却した → 確定申告書第三表（分離課税用）、不動産売買契約書 等
 - 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金があった → 確定申告書第二表、保険証券、満期金（一時金）支払通知書 等
 - 個人年金の受給期間が終了した → 最終の支払日が分かる支払（給付）通知書 等
 - 勤務日数、手当等が減少した → 勤務先からの通知書、契約書 等
5. 申告内容に変更があった場合に申し出が必要であることの根拠条例は下記のとおりです。

（大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例より抜粋）

第18条第3項 第1項の規定により保険料の減免を受けた被保険者又は連帯納付義務者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に届出なければならない。
6. 財産調査についての根拠法令は下記のとおりです。

（高齢者の医療の確保に関する法律より抜粋）

第138条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第107条第2項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、市町村その他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。